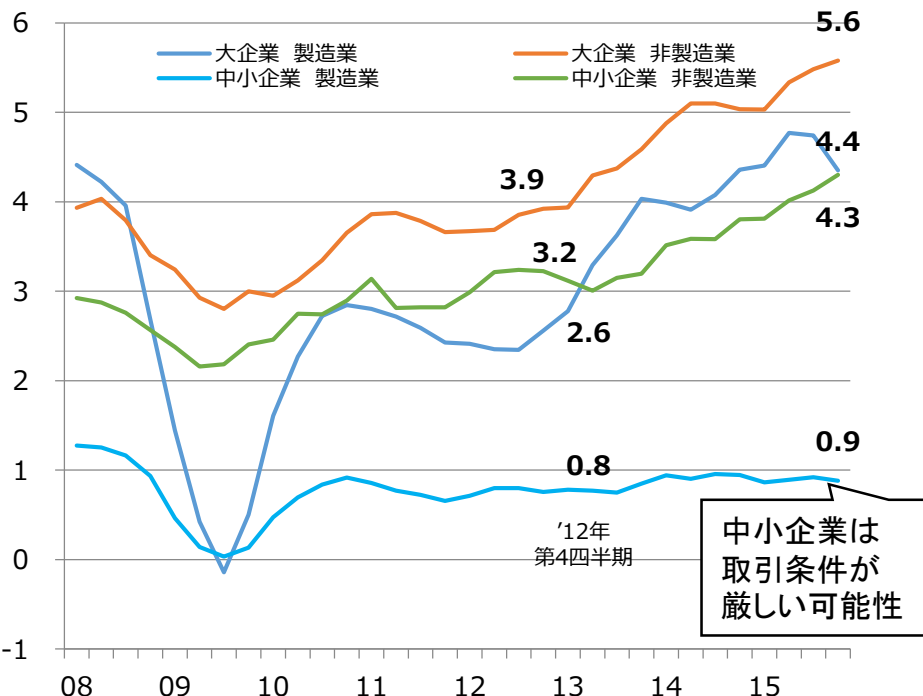


1. 「好循環」のためには中小企業の取引条件改善が重要

- 企業収益は拡大傾向にあるが、中小企業、なかでも製造業は改善に弱さあり。
- コストの価格転嫁など、取引条件の改善に取り組むことが必要。

経常利益の推移

(兆円)



安倍内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋)

(第190回国会、平成28年1月22日)

- 「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと限界があります。
- 「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。
- 原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組みながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

※平成26年12月、価格転嫁等に取り組むことを「政労使」で合意

(資料)財務省 法人企業統計季報

(注)経常利益、売上高は後方四半期移動平均で算出、従業員数は第4四半期の数値を利用、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満、大企業とは資本金10億円以上の企業をいう。

2. 取引条件改善のための政府の最近の取組

- 官邸に連絡会議を設置し、政府全体で調査や対策を実施。
- 大企業・中小企業に広範なアンケートを行うとともに、中小企業ヒアリングで実態を調査。

1. 総理官邸に連絡会議を設置

- 下請等中小企業の取引条件改善は、製造・サービス等の各産業に加え、中小企業政策や賃金政策など、関係府省が広範に及ぶ。そこで、連絡会議を通じて連携を取り、政府全体で調査や対策を行う。（平成27年12月から28年5月までに5回開催）

2. 企業に対する実態調査（平成27年12月～平成28年3月）

①大企業1万5千社以上に対する書面調査

（主な結果）・政労使合意を「知っている」 42.2% など

②中小企業1万社程度に対するWEB調査

（主な結果）・原材料・エネルギーコストを転嫁できず： 30.2%（転嫁を不要とした企業を除く）
・1年前より「単価が引き下げられた」： 鉄鋼、自動車等の中小企業の25%以上

③中小企業へのヒアリング調査（三次・四次下請を含む。製造業等191社）

（主な結果）

- i 合理的な説明のない原価低減要請を受ける（一律〇%の削減等）
- ii 人件費・労務費、電気料金、原材料価格などの高騰分を転嫁できない
- iii 補給品、サービスパーツを量産時と同じ価格で製作させられる
- iv 型の保管や廃棄に関し、発注側大企業が費用を負担しない
- v 大量発注を前提とした見積もり単価を用いて、実際には少量の取引しかない
- vi 内製化や他社発注を前提とした工程開示を要求される

3. 取引条件改善に向けた与党の提言と政府の方針決定

- 取引条件をめぐる政府の取組に対し、与党からも提言が行われた。
- 調査結果及び与党の提言を受け、政府としても、取引条件改善を図ることを決定。

与党の提言

- 自由民主党「下請中小企業・小規模事業者対策小委員会」
(西村康稔小委員長、宮本周司小委事務局長。4月7日 提言とりまとめ。4月12日 総理申入れ)
- 公明党「経済再生調査会」
(上田勇調査会長、伊藤渉事務局長。4月20日 提言とりまとめ・官房長官への申入れ)

政府の方針

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2016 (抜粋)

「政労使合意の浸透を図るとともに、大企業へのヒアリングの実施、下請法等の運用強化、下請取引ガイドラインの充実・普及により、『良い品質』に見合った『適正な価格』を支払う取引慣行を定着させること等を通じ、下請等中小企業の取引条件の改善を図る。」

※平成28年6月2日閣議決定。このほか、「日本再興戦略2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」にも明記。

4. 取引条件改善に向けた大企業向けヒアリング

- 大企業に対し、本年4月から、調達方針や取引適正化の取組についてヒアリングを開始。まず、自動車・同部品関連産業（31社）と建設業（20社）を対象に実施。
- さらに、他の製造業や、トラック運送業等の大企業に対しても、ヒアリングを実施。

<自動車関連産業の大企業に対するヒアリングで得られた結果>

| | 好事例 | 課題がある事例 |
|--------------|------------------------------|-------------------------|
| 政労使合意 | 同合意を理解し、会社の方針に落とし込んでいる。 | 合意を知らなかった。 |
| 合意を踏まえた価格見直し | 一定の範囲で価格を見直した。 | 価格見直しをしていない。 |
| 定期的な原価低減活動 | 行っていない。 | 長期の原価低減を約束させられる(特に海外)。 |
| 原価低減の合理性等 | 合理的な手法を検討し、成果を下請事業者とシェアしている。 | 一律の価格引き下げと受け止められる懸念がある。 |
| 金型 | 仕組みを作り、廃却、保管費負担等をしている。 | 廃却ルールが明確ではない。 |
| 支払条件 | 相当部分を現金で支払い。 | 手形や売掛を多用している。 |

5. 取引条件改善に向けた情報提供・広報

- 中小企業による価格交渉のための情報提供や、大企業向け啓発広報を実施。

① 下請事業者の価格交渉サポート

- ・典型的な問題事例を示した事例集を作成。親事業者に周知、徹底する。
- ・親事業者との価格交渉で必要となるノウハウのハンドブックを作成。
- ・価格交渉ノウハウのセミナー（全国200ヶ所）や個別相談を実施。

② 積極的な広報

- ・様々な機会を捉えて、取引条件の改善に向けた積極的な広報を実施。
 - 平成28年5月11日 日経、毎日、地方紙47紙にドラマ「下町ロケット」を題材にした1面広告を掲載
 - 大企業向けの広報チラシを作成・配布 →→

中小企業庁 中小企業庁からのお知らせ

型^{*}を無償で保管・管理させていませんか？



※ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています。

⚠ 法令違反となる可能性があります！
重産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させる等、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンス等を無償で受注者に行わせていませんか。
- 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

こんな取引を目指しませんか？

- 型の廃棄や引き取りの基準（一定期間の経過など）や手続きを明確に定め、発注者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる。
- 廃棄または継続保管をする場合は、発注者が必要なコストを負担するよう、契約を締結する。（参考：（一社）日本鑄造協会作成「鑄物用貸与模型の取り扱いに関する覚書」）
- 型の保管費用について取り決めがない場合、受注者と発注者で十分な協議をする。

〈本件に関する問い合わせ先〉 中小企業庁 下請かけこみ寄 ☎0120-418-618